

香港・シンガポール訪日高付加価値旅行会社セールスコール業務 仕 様 書

1 委託業務名

香港・シンガポール訪日高付加価値旅行会社セールスコール業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 趣旨・目的

2027年のワールドマスターズゲームズ開催、2030年の神戸空港国際線定期便就航等に伴い、今後の訪日旅行者数に更なる増加が期待されることを見据え、兵庫県の重要ターゲット国である香港及びシンガポールの現地旅行会社（以下、「旅行会社」とする。）のうち、特に兵庫県への送客意欲の高い旅行会社を訪問し、LUXURY HYOGO JAPAN等に掲載しているツアー及びコンテンツのセールスを実施するとともに、今後の送客を見据えた継続的な関係構築を行う。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5 委託料

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 業務の内容

（1）セールスコール前の事前調整

① セールスコールを実施する旅行会社等の選定

「令和5年度アジア地域における訪日高付加価値旅行市場活性化マーケティング業務」及び「令和6年度香港・シンガポール訪日高付加価値旅行会社セールスコール」において委託者と商談実績のあるトラベルエージェントや旅行会社、JTNO等が主催する富裕層向け旅行市場（ILTM等）において商談したバイヤーから各国5社程度選定すること（※）。

選定にあたっては、①兵庫県への送客意欲が高いこと（兵庫県への送客の実現可能性が高いこと）、②委託者と継続的な関係構築が望めること、を条件とし、委託者と事前協議の上、決定すること。

② 旅行会社との商談資料の作成

選定する各旅行会社のニーズに沿った商談が実施できるよう、過去のヒアリング内容や提案すべきツアー及びコンテンツについて、旅行会社ごとに整理のうえ、プレゼン資料を作成すること。商談資料の言語は、英語及び日本語とする。また、提案するツアー及びコンテンツは、原則、LUXURY HYOGO JAPANに掲載しているツ

アー及びコンテンツから選定することとする。さらに、必要に応じて、香港及びシンガポールの各旅行会社に向けて訴求する受託者が企画・保有するツアー及びコンテンツについても、委託者と協議の上、掲載するものとする。

※ 文中の過年度業務にて委託者と商談実績がある旅行会社等情報は、当該業務を遂行するためにのみ活用するものとし、委託契約締結後に委託者から受託者に情報提供する。

③ セールスコールスケジュールの計画

上記①②の内容を踏まえ、旅行会社とのセールスコールのスケジュールを計画すること。

(2) セールスコール等の実施

上記(1)の内容を踏まえ、香港及びシンガポールの旅行会社と調整の上、下記のとおりセールスコールが実施できるよう手配をするとともに、旅行会社ごとの商談資料に基づき、兵庫県の紹介及び観光コンテンツの概要説明及び通訳を行うこと。

なお、旅行会社に加え、JNTO 香港事務所及びシンガポール事務所とも面談ができるよう調整すること。

① 日程

令和8年2月～3月頃とする。

② 参加者

シンガポール及び香港での各セールスコールにおいて、それぞれ委託者（委託者が指定する者を含む）2名、受託者1名の計3名とする。

受託者については、現地旅行会社と委託者との商談をサポートできるよう、英語及び日本語話者とする。

③ 渡航に関する手配

委託者の現地訪問にかかる日程の調整（3～4泊/国）、各種手配（渡航券、宿泊施設、現地移動に必要な借上げ車）の一切を行うこと。なお、受託者は、関西国際空港から委託者とともに行動すること。

④ セールスコール後のフォロー

セールスコール実施後1週間以内に、各旅行会社へのフォローアップを兼ねたメール文案について、英語及び日本語で作成のうえ、委託者へ提出すること。セールスコール当日の旅行会社からのリクエストに応じて、適宜提案内容を文案に加えること。

また、セールスコールで送客意欲が高いと認められた現地旅行会社等との関係性を強め、可能な限り兵庫県内へのファム等の実現に努めること。

7 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、電子データを観光本部に提出しなければならない。

電子データの各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウィルスチェック

を行っておくこと

- ① 事業完了報告書
- ② セールスコール前の事前調整業務（旅行会社の選定、各旅行会社のニーズに沿ったツアー及びコンテンツの選定、作成したプレゼン資料）
- ③ セールスコールの実施にあたって関係者との協議結果の記録（当日の写真記録含む）及び今後の関係構築を見据えた課題整理など
- ④ セールスコールの商談推移や送客成立状況など、受託期間終了後についても、可能な限り委託者への情報提供に協力すること

（2）提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

（3）提出期限

令和8年3月31日（火） 17:00

8 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

9 事業実施上の留意点

（1）特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

（2）委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

10 著作権等の権利関係

（1）著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

- ② 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 2 号第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

（2）二次利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

11 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

12 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

13 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

14 委託契約の締結

- （1）契約に関する事務は委託者で行う。
- （2）委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- （3）契約条項は、委託者において示す。
- （4）契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、土日祝日を含む 7 日以内に委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めたうえで、契約

を締結しなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

15 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

16 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

17 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

18 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。